

港湾工事・業務における総合評価落札方式の新たな取り組み

平成 30 年 3 月 23 日

近畿地方整備局 港湾空港部



資料構成

1. 工事に関する新たな取り組みについて

- 1-1 提案数の見直し
- 1-2 配点の見直し
- 1-3 若手技術者登用促進型(工事)
- 1-4 働き易い職場環境を整備した工事の成績評定
- 1-5 担い手育成活動を実施した工事の成績評定
- 1-6 休日を確保した工事の成績評定
- 1-7 総合評価落札方式における下請け施工実績評価
- 1-8 主任技術者又は監理技術者の配置変更
- 1-9 災害活動評価の見直し
- 1-10 その他
- 1-11 試行(工事)のまとめ

2. 業務に関する新たな取り組みについて

- 2-1 プロポーザル方式に関する見直し
- 2-2 若手技術者登用促進型(業務)
- 2-3 技術者評価(成績)の見直し
- 2-4 技術者評価(資格)の見直し
- 2-5 その他
- 2-6 試行(業務)のまとめ

※記載内容はH30.3.22時点の案であり、内容は公告までに変更される可能性があります。



1-1 提案数の見直し

対象：原則、平成30年4月1日以降公告の工事

更なる品質の向上と、負担の軽減(提案コスト、履行コスト等)を目的に提案数を削減する。

■提案数の見直し

海洋土木の特徴として、工種数が限られてる或いは、主たる工種が明確なものが多いことを考慮すると、数多くの提案を求めるよりも主たる工種に限定して提案を求めた方が品質の向上が期待できると思われるため提案数を削減する。

発注方式区分	現行	見直し	備考
技術提案評価型 (S型・WTO)	2テーマ × 4提案	1～2テーマ × 2～3提案	工事の技術的特性や現場条件等を勘案し、示された範囲の中でテーマおよび提案数を決定する
技術提案評価型 (SⅠ型)	2テーマ × 3提案	1～2テーマ × 2提案	工事の技術的特性や現場条件等を勘案し、示された範囲の中でテーマ数を決定する
技術提案評価型 (SⅡ型)	1テーマ × 4提案	1テーマ × 2提案	
施行能力評価型 (Ⅰ型) (施工計画重視型)	3提案	2提案	施工上配慮すべき事項の提案数



1-2 配点の見直し

対象：原則、平成30年4月1日以降公告の工事

「企業能力」が配点枠を超過した状態を改善する見直しを行う。

◆タイプ毎の配点内訳

	技術提案評価型										施工能力評価型							
	S型		SI型				SII型				I型(施工計画重視型)				I型(標準型)		II型(標準型)	
	WTO		標準		地元企業		標準		チャレンジ		標準		海上チャレンジ		(標準型)		(標準型)	
	現行	見直し	現行	見直し	現行	見直し	現行	見直し	現行	見直し	現行	見直し	現行	見直し	現行	見直し	現行	見直し
技術提案	60	60	45	40	30	30	30	30	36	36	20	20	30	30	可否	可否		
地元企業活用					10	10												
企業能力			8	10	10	10	8	8(7)	2	2	8	8(7)	4	2	16	16(14)	16	16(14)
技術者能力			7	10	10	10	8	8(7)	2	2	8	8(7)	4	4	16	16(14)	16	16(14)
地域貢献等							4	4(6)			4	4(6)	2	4	8	8(12)	8	8(12)
合計	60						50				40				40			

()内は作業船を使用した場合、配点が変わるもの

参考：SII型の例(詳細な内訳)

		現行		見直し		備考
		作業船あり	作業船なし	作業船あり	作業船なし	
技術提案		30	30	30	30	
企業能力	実績	2	2	2	2	
	成績	3	3	3	3	
	表彰	1	1	1	1	
	技能者	1	1	1	1	建設マスター、基幹技能者
	資格	1	1	-	-	現場代理人等の技術者資格
	新技術	1	1	-	1	
	ISO	-	1	-	-	
	作業船	2	-			
小計	(11)	(10)	(7)	(8)		
技術者能力	実績	2	2	2	2	
	成績	3	3	2	3	
	表彰	1	1	1	1	
	資格	1	1	1	1	監理(主任)技術者の資格
	継続教育	1	1	1	1	
	小計	(8)	(8)	(7)	(8)	
地域貢献等	作業船			2	-	
	地域実績	1	1	1	1	
	災害協定	1	1	1	1	
	BCP	1	1	1	1	
	災害表彰	1	1	1	1	
	小計	(4)	(4)	(6)	(4)	
合計	4	4	6	4		
		(53)	(52)	(50)	(50)	50



1-3 若手技術者登用促進型(工事)

対象：原則、平成30年4月1日以降公告のすべての工事

若手技術者の活躍に向けて、若手技術者が主任(監理)技術者としての現場経験を積むことができるよう若手技術者の登用を促すとともに現場経験の多い技術者(技術指導者)をあわせて配置することにより技術の伝承を図る。
また、若手技術者と技術指導者を配置した場合には当該技術者を総合評価の評価対象とすることにより、若手技術者の登用を促進させる。

■総合評価落札方式の評価方法等

	評価等の項目	工事難易度Ⅰ～Ⅲ、3億円未満		工事難易度Ⅳ～Ⅵ又は3億円以上	
		若手主任(監理)技術者+技術指導者(非専任)		若手主任(監理)技術者+技術指導者(専任)	
		若手主任(監理)技術者	技術指導者(非専任)	若手主任(監理)技術者	技術指導者(専任)
競争参加要件	資格	○	○	○	○
	施工経験		○		○
総合評価での加点	施工経験		○		○
	成績		○		○
	表彰		○		○
	資格		○		○
	継続教育		○		○

■技術者要件

①技術指導者

- ・主任(監理)技術者に求める要件を全て満たすこと。
- ・別件工事で専任配置されていないこと。
- ・定期的に配置予定技術者の指導を現場にて行うこと(1回/週程度)
- ・現場に半日以内に到着可能な場所を勤務地としている者であること。(非専任の場合)
- ・発注工事を含め3件以内の配置となっていること。(非専任の場合)
- ・非専任の場合でも工事内容等より専任としてもよい。

②若手主任(監理)技術者

- ・主任(監理)技術者に求める要件のうち、施工経験以外の要件を全て満たすこと。
- ・工事の公示日が含まれる年度の当初(4月1日)において、満40歳未満の者であること。

■その他

- ・技術指導員の配置の有無に関わらず若手技術者を配置した場合に工事成績評定で加点(0.4点)する。
- ・これまで実施していた総合評価で加点する「若手技術者育成型総合評価落札方式」の試行はとりやめる。



1-4 働き易い職場環境を整備した工事の成績評定

対象：原則、平成30年4月1日以降公告のすべての工事

建設現場における担い手育成等の取り組みを推進した工事については、成績評定で評価する。

■評価対象

女性も働き易い職場環境を整備した工事に対しては、工事成績評定で**加点(0.4点)**する。

■評価する取り組み

女性技術者の配置の有無に関わらず、「快適トイレ」を導入した工事で、かつ以下のいずれかの職場環境を整備した工事に対して工事成績評定で評価を行う。

- ・喫煙室、休憩所、施錠可能なロッカー、化粧台、シャワー室

■その他

これまで実施していた総合評価で**加点する「女性技術者育成型総合評価落札方式」**の試行はとりやめる。



1-5 担い手育成活動を実施した工事の成績評定

対象：原則、平成30年4月1日以降公告のすべての工事

建設現場における担い手育成等の取り組みを推進した工事については、成績評定で評価する。

■評価対象

担い手育成活動を実施した工事に対しては、工事成績評定で**加点(0.5点)**する。

■評価する取り組み

建設業に将来就く可能性のある者(土木関係の専門学校生、高校生、大学生等)、現場経験の少ない者等に対し、受注者が**現場視察・実習、講習会等^注開催し、建設業への関心の喚起**や、作業船による施工、操船等の**建設技術の習得の機会を提供**した工事を工事成績評定で評価を行う。

注)受注者(下請け含む)の職員を対象としたものや、単に受注者(下請け含む)への就職を目的としたものは対象としない。



1-6 休日を確保した工事の成績評定

対象：原則、平成30年4月1日以降公告のすべての工事

建設現場における休日確保の取り組みを推進するため、工事期間内に休日確保した工事については、成績評定で評価する。

■評価対象

休日確保できた工事に対しては、工事成績評定において加点(週休2日：2点、4週8休：1点)する。

(休日確保できなかった場合の工事成績評定での減点を行わない)

■その他

これまで実施していた、休日確保の方針を競争参加時に求め、休日確保に対し履行義務を課す「休日確保方針提案型総合評価落札方式」の試行はとりやめる。



1-7 総合評価落札方式における下請け施工実績評価

対象：原則、平成30年4月1日以降公告の以下の工事
[主作業船を使用する港湾土木工事、港湾等しゅんせつ工事(WTOを除く)]

中小企業の受注の確保に向け、作業船を使用する工事において、**主作業船を使用した下請け施工実績**を競争参加要件の「**同種工事の施工実績**」として認める。

■下請け実績を認める条件

- ・企業の同種実績として、発注する地方整備局の発注工事の一次下請けの企業として施工した実績があること。
- ・配置予定技術者の同種実績として、一次下請けの主任技術者として配置された実績があること。
- ・一次下請け実績の工事において使用した主作業船と発注工事の主作業船が同じであること。
- ・一次下請け実績の工事において自社保有又は共同保有の主作業船を使用したこと。

主作業船一覧表

①ポンプ浚渫船	⑨クレーン付台船
②グラブ浚渫船	⑩杭打船
③バックホウ浚渫船	⑪コンクリートミキサー船
④リクレーマ船	⑫ケーソン製作用台船
⑤バージアンローダ船	⑬深層混合処理船
⑥空気圧送船	⑭サンドドレーン船
⑦旋回起重機船	⑮サンドコンパクション船
⑧固定起重機船	

■その他

総合評価の「同種工事の施工実績」の加点評価は行わない。



1-8 主任技術者又は監理技術者の配置変更

対象：原則、平成30年4月1日以降公告するすべての工事

主任(監理)技術者の柔軟な配置や競争参加資格申請書類の削減、申請手続きの簡素化に対応するため、主任(監理)技術者の申請をこれまでの複数名から1名のみとし、契約後に技術者の変更を認める。

また、競争参加資格が特定建設工事共同企業体(甲型)である場合は、代表者以外の構成員に対しては、技術者要件のうち同種実績を求めない。

■競争参加申請書類

①監理技術者の申請人数

- 主任(監理)技術者の申請書類は、1名分のみとし複数申請は認めない。(複数申請は参加を認めない)

②特定建設工事共同企業体(甲型)の競争参加申請書類

- 競争参加者が特定建設工事共同企業体(甲型)である場合は、代表者以外の構成員の技術者についての書類を求めない。
なお、契約後に当該技術者の資格の保有が要件を満たすことを証明する書類の提出を求め、資格の有無を確認する。

■主任(監理)技術者の変更

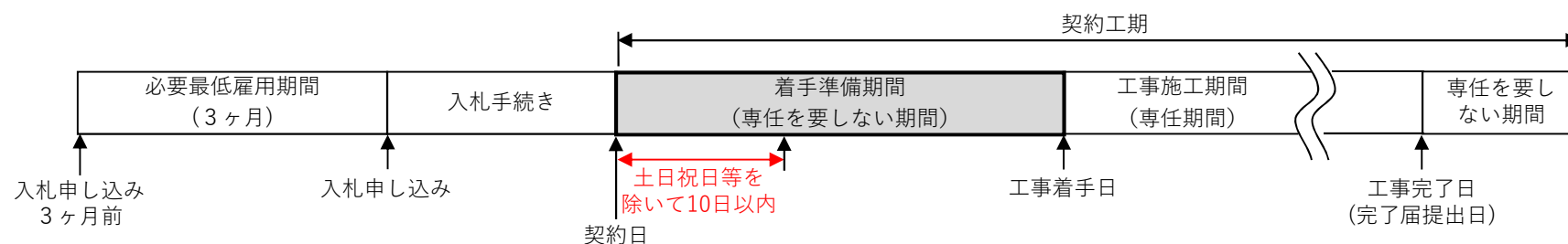
①変更申請の受付期間

契約後、土日祝日等を除いて10日以内

②変更主任(監理)技術者の条件

- 入札申込みの3ヵ月以上前から受注者の社員であること。
- 変更前の技術者と同等以上の技術力(評価合計点が同点以上)が確保されること。
変更前に若手主任(監理)技術者と技術指導者を配置している場合は、主任(監理)技術者は他の若手主任(監理)技術者に、技術指導者は同等以上の技術力が確保される他の技術指導者に変更できる。

また、若手技術者登用型(工事)の採用を取り止める場合には、主任(監理)技術者は技術指導者又は技術指導者と同等以上の技術力が確保される他の主任(監理)技術者に変更できる。(この場合、技術指導者の配置は要しない。)





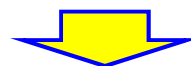
1-9 災害活動評価の見直し

対象：原則、平成30年4月1日以降公告する以下の工事
[SⅡ型、Ⅰ型(施工計画重視型)、Ⅰ型、Ⅱ型]

会社規模により災害活動範囲が異なる実態を考慮し、**評価の対象とする行政機関の範囲**を見直す。

■ 災害活動の評価基準の見直し

評価項目	評価基準
災害活動における行政機関からの表彰等	平成○年度以降に 国内 の行政機関から授与された、災害活動（自然災害および大規模な火事や爆発に際し緊急に出動するなどし、被害の拡大防止・軽減・応急対応・復旧等に貢献すること）に対する表彰・感謝状の有無



災害活動における行政機関からの表彰等	平成○年度以降に 近畿地方整備局(港湾空港部)管内 の行政機関から授与された、災害活動（自然災害および大規模な火事や爆発に際し緊急に出動するなどし、被害の拡大防止・軽減・応急対応・復旧等に貢献すること）に対する表彰・感謝状の有無
--------------------	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

近畿地方整備局(港湾空港部)管内：大阪府、京都府、兵庫県、和歌山県、滋賀県、奈良県



1-10 その他

■履行確認の立会頻度の緩和

50% → 20%に緩和

※緩和するのはあくまでも立会頻度であり、引き続き、技術提案の全数もしくは全施工日の履行が確認できる書類(写真など)の提出は必要。

■配置予定技術者の従事期間(同種工事の経験)の緩和

競争参加資格で求めた工種の従事期間の70%以上

【入札説明書の記載例】

・同種工事は、○○を施工した工事とする。

なお、同種工事の工期に対して従事期間が短い場合については、工事の規模に関わらず、○○工の70%以上の期間(変更があった場合は最終の実施工程を対象とする)従事していなければならない。



1-11 試行(工事)のまとめ(入札契約に関するもの)

■試行を見直すもの

- ・若手技術者育成型 → 若手技術者登用促進型へ移行(事前評価から技術指導者での評価および成績評価へ)
- ・女性技術者育成型 → 働き易い職場環境を整備した工事の成績評定へ移行(事前評価から職場環境の成績評価へ)
- ・休日確保方針提案型 → 休日を確保した工事の成績評定へ移行(履行義務から成績評価へ)

■試行を継続するもの

- ・S II型チャレンジ型
- ・海上工事チャレンジ型
- ・地元企業活用審査型
- ・技術者の地域精通度評価
- ・技術提案力評価
- ・ICT試行工事(施工者希望型および発注者指定型)
- ・一括審査
- ・IT説明会



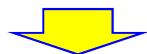
2-1 プロポーザルに関する見直し

対象：原則、平成30年4月1日以降公示のすべての業務(プロポーザル)

特定要件の見直し(最低条件の設定)及び、参考業務規模(金額)の評価基準の設定を行う。

■特定要件の見直し(最低条件の設定)

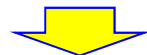
【現 行】 総合的比較優位で特定(最低条件なし)



【見直し】 総合的比較優位に加え、
実施方針等評価と特定テーマ技術提案評価の配点合計の6割以上を特定要件とする。

■参考業務規模(金額)の評価基準の設定

【現 行】 特に規定なし



【見直し】 90~110%の範囲外の場合は「提示した業務規模と大きく乖離がある」と評価する。

※提示した業務規模と大きく乖離がある → 特定しない



2-2 若手技術者登用促進型(業務)

対象：原則、平成30年4月1日以降公示のすべての業務

若手技術者の活躍に向け、若手技術者が管理技術者としての経験を積むことができるよう若手技術者の登用を促すとともに、**業務経験の多い技術者(技術指導者)をあわせて配置**することにより技術の伝承を図る。

また、総合評価落札方式等の**評価対象(成績評定等)**について、技術指導者を配置した場合には、当該**指導者の実績を評価**することにより若手技術者の管理技術者への配置を促す。

■総合評価落札方式の評価方法等

	評価項目等	若手管理技術者+技術指導者(非専任)	
		若手管理技術者	技術指導者(非専任)
競争参加要件	資格	○	○
	業務実績		○
総合評価での加点	業務実績		○
	資格	○	
	地域精通度		○
	成績		○
	表彰		○

■技術者要件

①技術指導者

- ・配置予定技術者に求める資格を有すること。
- ・定期的に配置予定技術者の指導を行うこと。(1回/週程度)
- ・発注者で行う全ての協議、報告、打ち合わせに出席すること。

②若手管理技術者

- ・管理技術者に求める要件のうち、業務実績以外の要件を全て満たすこと。
- ・若手技術者は、業務の公告日が含まれる年度の当初(4月1日)において、満40歳未満の者であること。

■技術提案書のヒアリング

- ・若手管理技術者単独の出席又は若手管理技術者と技術指導者両方の出席のいずれでも可とする。



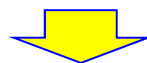
2-3 技術者評価(成績)の見直し

対象：原則、平成30年4月1日以降公示のすべての業務

管理技術者及び、照査技術者については平均業務成績評定点の算出する対象を、現行の「管理技術者(照査技術者)及び、担当技術者の実績」から「管理技術者(照査技術者)の実績」に限定する見直しを行う。

■平均業務成績評定点を算出する対象

【現 行】 管理技術者の評価を行う場合：~~管理技術者及び担当技術者~~の実績
照査技術者の評価を行う場合：~~管理技術者、担当技術者及び照査技術者~~の実績



【見直し】 管理技術者の評価を行う場合：~~管理技術者及び担当技術者~~の実績
照査技術者の評価を行う場合：~~管理技術者、担当技術者及び照査技術者~~の実績

ただし、担当技術者の実績しかない場合は、担当技術者の実績で評価する。



2-4 技術者評価(資格)の見直し

対象：原則、平成30年4月1日以降公示のすべての業務(WTO、チャレンジ型を除く)

資格の評価については、現行の専門資格(専門性の高い資格)のみの加点評価から、競争参加要件として設定した資格と専門資格(専門性の高い資格)の両方の加点評価に見直す。

【現 行】

競争参加要件として設定した資格の
加点評価は行わない

試行 A (測量・調査)

専門資格を専任で
配置する場合評価

港湾海洋調査士、
水路測量技術など

試行 B (設計)

専門性の高い資格を
複数保有する場合

海洋・港湾構造物設計士、
海洋・港湾構造物維持管理士

見直し

【見直し】

評価例

A 評価 | 技術士、博士

B 評価 | 国土交通省登録技術者資格
(RCCM等)

C 評価 | 上記以外

※ 技術者資格は、業務内容に応じて設定する。

継続

試行 A (測量・調査)

専門資格を専任で
配置する場合評価

港湾海洋調査士、
水路測量技術など

試行 B (設計)

専門性の高い資格を
複数保有する場合

海洋・港湾構造物設計士、
海洋・港湾構造物維持管理士



2-5 その他

■表彰実績の評価区分の見直し

維持補修・長寿命化検討業務は港湾計画調査関係業務から設計関係業務へ変更

【表彰実績区分】

- ① 建設コンサルタント等(港湾計画調査関係業務)
②～③以外の建設コンサルタント等業務
- ② 建設コンサルタント等(発注者支援関係業務)
管内技術審査補助、施工状況確認等補助又は監督補助の業務に限る。
- 【現 行】 ③ 建設コンサルタント等(設計関係業務)
予備設計・基本設計・細部設計・実施設計、構造検討調査、解析、耐震性能検証又は、
技術検討・技術開発(うち設計に関する業務)の業務に限る。
- ④ 測量・調査
競争参加資格が測量・調査業務に限る。



- 【見直し】 ③ 建設コンサルタント等(設計関係業務)
予備設計・基本設計・細部設計・実施設計、構造検討調査、解析、耐震性能検証、
技術検討・技術開発(うち設計に関する業務)又は、維持補修・長寿命化検討業務の
業務に限る。



2-6 試行(業務)のとりまとめ(入札契約に関するもの)

■ 試行を見直すもの

- ・ 技術者資格の評価(試行A、試行B) → 競争参加要件として設定した資格と併せて評価

■ 試行を開始するもの

- ・ 若手技術者登用促進型(技術指導者での評価)

■ 試行を継続するもの

- ・ 業務チャレンジ型



新着情報

ご連絡 2018/03/20
入札・契約情報に新着情報が登録されています。

記者発表 2018/03/16
第5回大阪湾港湾広域防災協議会の開催～港湾BCP策定にあたっての課題等を議論～

プレス資料

お知らせ 2018/03/14
情報公開を更新しました

お知らせ 2018/03/05
平成29年度発注の見通しの公表について（平成29年度3月現在）
3月期発注見通し

一般の方へ **事業者の方へ** 施策情報

- 入札結果の公表
- ▶ 随意契約結果の公表
- ▶ 公共調達適正化についてに基づく情報の公表
- ▶ 低入札価格調査結果の公表
- ▶ 低入札工事に係る工事コスト調査結果の公表
- ▶ 工事成績評価企業ランキング
- ▶ 入札監視委員会審議概要の公表
- ▶ 建設工事・建設コンサルタント業に係る入札結果等
- 各種基準等
- 各種様式
- 競争参加資格審査関係
- 電子入札に係る大切なお知らせ
- 総合評価落札方式の評価基準等**
- NETIS

トピックス

